

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 2年 6月 17日現在

機関番号：32689
研究種目：奨励研究
研究期間：2019
課題番号：19H00025
研究課題名：賭博罪の基礎研究およびギャンブル教育プログラムの開発

研究代表者
川田 泰之 (KAWADA, Yasuyuki)
早稲田大学・高等学院・教諭

交付決定額（研究期間全体）（直接経費）：410,000 円

研究成果の概要：

大人が用意したギャンブル教育を実施するのではなくて、講義等によって一定の情報を提供した上で、高校生自身にギャンブル教育の授業内容を考案させた。(1) 専門家による講演や教員による講義を通じて、生徒の知識は飛躍的に増した。(2) 授業内容の考案（教材作成）を通じて、生徒は伝える側の目線に立って、基礎知識を活用して、諸問題を主体的に考察するようになった。(3) 当初ギャンブルに対する志向性が強かった生徒、およびギャンブルの危険性に関する意識が低かった生徒については、ギャンブルの危険性を理解させることに成功した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、次の3つの問題を解消しうる。(1) カジノを含む統合型リゾート（IR）の開設が間近に迫る中、ギャンブル教育の教材開発は喫緊の課題となっているが、現状ではギャンブル教育は手薄となっており、先行研究は必ずしも豊富でない。(2) ギャンブルの危険性を伝えるパンフレット等を教材として、教員が一方的に説明するのみでは、その効果には疑問が残る。(3) ギャンブルの危険性を伝えるのみでは、カジノ開設という制度の変化を分析・考察し、社会の在り方を構想する態度を涵養できない。

研究分野：刑事法学

キーワード：賭博罪、カジノ、統合型リゾート（IR）、ギャンブル教育、ギャンブル依存症

1. 研究の目的

カジノを含む統合型リゾート（IR）の開設が間近に迫る中、2018年7月6日に成立したギャンブル等依存症対策基本法14条は、「国及び地方公共団体は……家庭、学校、職場、地域その他の様々な場における……ギャンブル等依存症問題に関する知識の普及のために必要な施策を講ずるものとする」と規定している。また、平成30年告示の高等学校学習指導要領解説においても、ギャンブルに関する言及が認められる。しかし現状では、飲酒、喫煙、薬物摂取等と比較すると、ギャンブル教育は手薄となっており、先行研究は必ずしも豊富でない。ギャンブル教育の教材開発は喫緊の課題である。

ギャンブル教育の教材開発が急務であるとはいっても、ギャンブルの危険性を伝えるパンフレット等を教材として教員が一方的に説明するのみでは、その効果には疑問が残る。そこで、ギャンブル教育をすべて大人が用意するのではなくて、一定の情報を提供した上で、生徒自身にギャンブル教育の授業内容を発案させれば、生徒がギャンブルをめぐる諸問題について主体的に考察するようになり、より効果的な授業を展開できると考えた。具体的には、高校生が作成した教材を使用して、中学生を対象として、実際に授業を実施することとした。さらに、中学生に対して実施した、その授業に関するアンケート調査の集計結果を高校生にフィードバックして、その結果を分析・議論させる等の工夫を凝らした。

そこには、自身が考えた授業を中学生相手に実施する、すなわち伝える側の目線に立つことによって、大人から与えられた情報を無関心に受け取るのではなくて、その情報について主体的に考察する態度を涵養するねらいがあった。そのような態度は、リスクを伴う選択に直面した際に、自律的な意思決定を行う前提として必要不可欠である。なぜならば、自律的な意思決定を行うためには、判断に必要な情報の意味や信憑性等を自ら分析できなくてはならないからである。この意味において、上記のねらいは広く法教育が目指す能力育成の1部分を担

うという意義を持ち、また、新科目「公共」において強調されている、「社会に参画する主体として自立する」、「行為者自身の人間としての在り方生き方を探求する」といった方針とも親和的である。

2. 研究成果

実施した授業の概要は次のとおりである。(1) 先入観のない状態でクイズおよびアンケートに回答させた(クイズはギャンブルに関する知識を、アンケートはギャンブルに対する志向性や意識を調査するものであった)。(2) ガイダンスとして授業の趣旨や計画を説明した。(3) 専門家にギャンブル依存症に関する講演をしていただいた。(4) *Stacked Deck* という海外教材に基づく講義を実施した。(5) 日本の賭博法制に関する講義を実施した。(6) 2 回目のクイズおよびアンケートに回答させた。(7) ここまでの授業を参考にして、中学生に対する授業内容を考案させた。(8) 中学生に対するアンケート調査の集計結果を分析・ディスカッションさせた。(9) 3 回目のクイズおよびアンケートに回答させた。

3 回にわたって実施したクイズおよびアンケートの集計結果から看取できる研究成果は、以下の通りである。

クイズの結果を見ると、専門家による講演や教員による講義によって、生徒の知識は飛躍的に増した。さらに教材作成を通じて、その知識が一定程度は定着した。特に専門家による講義には、ギャンブルの危険性を理解させ、その後の講義に対する興味・関心を強めるインパクトがあった。

授業内容の考案(教材作成)を通じて、生徒は伝える側の目線に立って、授業の前半において講義した基礎知識を使って、諸問題を主体的に考察するようになった。このことは、講義等で学んだことの一部が作成教材に反映されていたこと、中学生に対するアンケート調査の集計結果を分析できていたこと等から明らかである。

当初ギャンブルに対する志向性が強かった生徒、およびギャンブルの危険性に関する意識が低かった生徒については、ギャンブルの危険性を理解させることに成功した。もともと志向性が弱い生徒、および意識が高い生徒については評価が難しいが、必ずしも数値を下げるのが授業の目的ではないことを考慮すると、直ちに否定的に捉える必要はないと思われる。

自由記述等からは、生徒が能動的な学習を歓迎していることを、また、生徒が単に楽しい、あるいは危ないというだけでなく、ギャンブルをめぐる諸問題について具体的に考察するようになったことを、看取できる。

今回の実践は、賭博を禁止すべきか、カジノ導入は妥当かといった制度的な議論には十分に踏み込むことができなかった。この点は非常に重要であるから、今後授業に組み込む予定である。次に、制度的議論は公民科が担うとしても、それ以外の点は他教科と連携する余地がある。心身の健康という観点においては保健体育科との、消費者教育(財産の喪失等)とも関連させるならば家庭科との連携可能性を模索すべきであろう。総合学習等における展開も含めて、検討したい。

本研究において示したギャンブル教育の射程は、ギャンブルに関する知識を定着させ、その危険性を理解させるところにとどまるものではない。上記のような制度的議論を深めることによって、諸問題を具体的に把握して制度設計に携わる姿勢を涵養することも可能であると思われる。本研究は、伝える側の目線から諸問題を主体的に把握・考察させることに主眼を置いたが、制度的議論を通じて社会の在り方を構想する態度を涵養することも視野に含めている。そして、自身が生きる社会の在り方を構想することも、無批判に他人が構築した社会に安住しないという意味において、主体的な活動なのである。

3. 主な発表論文等

[雑誌論文] (計 2 件)

(1) 川田泰之「ギャンブル教育のすすめ(実践報告)」『法と教育』Vol.10 (2020 年) 掲載決定、全 10 頁(査読あり)。

(2) 川田泰之「ギャンブル教育のすすめ(補遺)」『研究年誌』64 号(早稲田大学高等学院、2020 年) 169-187 頁(査読なし)。

<http://hdl.handle.net/2065/00070661>

[学会発表] (計 1 件)

(1) 川田泰之「ギャンブル教育のすすめ」法と教育学会、第 10 回学術大会、第 6 分科会(2019 年 9 月 1 日、東京大学)。

※科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。